

蒲郡市学校給食センター研修室等管理要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、児童生徒等の日常生活における食事について、正しい理解と望ましい習慣を養い、食生活の合理化、栄養の改善及び健康の増進を図り、学校給食の円滑な運営に寄与するため、蒲郡市学校給食センター研修会議室及び栄養指導室（以下「研修室等」という。）の管理について、必要な事項を定めるものとする。

(利用することができるもの)

第2条 研修室等を利用することができるものは、市内在住の児童生徒等及びその保護者5人以上の団体とし、食事環境の改善及び促進を目的とする場合に限る。

(利用日時)

第3条 利用日は、月曜日から金曜日まで（土日祝日及び12月28日から翌年1月4日までを除く。）とする。

- 2 利用時間は、午前9時30分から午後4時までとし、準備及び現状回復に要する時間を含むものとする。
- 3 利用者が利用を開始した後においては、利用時間の延長をすることはできない。ただし、蒲郡市教育委員会（以下「委員会」という。）が他の利用等に支障がないと認めるときは、この限りでない。

(使用料)

第4条 使用料は、無料とする。

(利用の申請)

第5条 研修室等を利用しようとする団体は、学校給食センター研修室等利用申請書（第1号様式。以下「利用申請書」という。）を委員会に提出し、その許可を受けなければならない。

- 2 利用申請書の提出期間は、利用する日の3か月前から5日前までとする。ただし、委員会が特に必要と認めるときは、この限りでない。

(利用の許可)

第6条 委員会は、前条の規定による申請について、利用を許可したときは、学校給食センター研修室等利用許可書（第2号様式。以下「利用許可書」という。）を交付する。

2 研修室等の利用の許可を受けた団体は、利用の際利用許可書を所持し、これを係員に提示しなければならない。

(利用者の遵守事項)

第7条 利用者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 所定の場所以外で飲食し、喫煙し、又は火気を使用しないこと。
- (2) 他人に危害を加え、又は迷惑となる物品、畜類等を携帯し、又は伴わないこと。
- (3) 政治、宗教活動又は公共の福祉に反する行為をしないこと。
- (4) 許可を受けないで壁、柱、扉等に張り紙等をしないこと。
- (5) 許可を受けないで物品を展示し、又は販売をしないこと。
- (6) 許可を受けないで署名、募金活動等をしないこと、又はポスター、チラシその他これに類するものを配布しないこと。
- (7) 前各号に掲げる事項のほか、蒲郡市学校給食センター（以下「学校給食センター」という。）の管理上障害となる行為をしないこと。

(入館の制限)

第8条 委員会は、次に掲げる者に対しては、学校給食センターへの入館を禁じ、又は退館を命ずることができる。

- (1) 前条各号に掲げる事項を守らない者
- (2) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれのある者
- (3) 学校給食センターの施設又は付属設備に損害を加えるおそれのある者
- (4) その他学校給食センターの管理上支障があると認められる者

(現状回復の届出)

第9条 利用者は、その利用が終わったときは、職員の指示に従って現状回復をしなければならない。

(雑則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成17年 1月19日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年1月22日から施行する。